

契約について 知っていますか？

Q 1 契約はどれでしょう？

A

インターネット
ショップで
本を買う

B

病院で
診察してもらう

C

お店で
洋服を買う

D

友達と映画に行く
約束をする

Q 2 契約はいつ成立するでしょう？

買います

1

消費者が
「買います」と言ったとき
(ネットから
申し込み手続きをしたとき)

ありがとう
ございます

2

お店の人が
「ありがとうございます」と
言ったとき
(注文受付メールが
届いたとき)

3

商品の受け取りや
代金を支払ったとき

4

印鑑を押したとき

契約は、売り手と買い手がお互いに「この商品(サービス)を〇〇円で取り引きする」と合意すれば口約束や注文受付メールだけでも成立します。契約違反の場合、法的な責任を取らなければなりません。

商品の受け渡しが行われなかった場合や、契約が長期に渡る場合など、契約書の交付が必要と法律で定められているものもあります。いったん契約が成立すると、お互いに権利と義務が発生し、原則として一方的に契約をやめることはできません。

契約が成立していても契約時に

- ・ウソを言われた
 - ・絶対損しないと言われた
 - ・不安をあおられた
- …などの場合は契約を取り消せることがあります。

〈買い手〉
・お金を払う義務
・商品(サービス)を受ける権利



〈売り手〉
・商品(サービス)を渡す義務
・お金を受けとる権利

クイズの答
Q1. A B C Q2. ②



消費生活FAQ(チャットボット)
24時間365日
いつでもアクセスできます。

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。